

さ情審査答申第73号
平成23年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成22年9月24日付けで貴職から受けた、「田島大牧線環境測定（アスベスト）に関する資料すべて」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年8月11日付け建土道計第776号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

本件請求内容に、「資料すべて」と明記しているにもかかわらず、実施機関には文書の公開漏れがあり、都合3回の公開の実施を行ったが、依然として公開漏れの文書が存在する。

「田島大牧線環境測定（アスベスト浮遊量調査）」（以下「本件調査」という。）を発注する何いの文書が公開されていない。なぜ、専門性を持つ環境部局ではなく、道路計画課が本件調査を発注するのか。

本件調査が実施された平成22年6月24日以前の文書は、見積書1通しか公開されておらず、合い見積りした他者の見積書の公開も漏れて

いる。災害等は発生していないのだから、さいたま市契約規則（平成13年規則第66号。以下、「契約規則」という。）第21条によれば、当然、2人以上の者から見積書を取得しなければならない案件である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 再生砕石を使用している都市計画道路田島大牧線の工事現場において、市民から再生砕石にアスベスト片が混入しているとの指摘があったため、施工中の当該工事を中断した。工事中断期間には相応の損害が発生するほか、現場の管理上においても長期間放置するわけにもいかず、工事を再開してもアスベストは飛散することはないという状況を早急に確認する必要があったため、本件調査を実施したものである。
- 2 本件対象行政情報として、本件調査の報告書を特定して公開の実施を行った際、異議申立人の指摘により、行政情報の特定に関する認識の違いが明らかとなったことから、本件調査の支出関係書類である支出負担行為伺書兼支出命令書及び本件調査を依頼した企業から取得した見積書1通を、異議申立人に事後的に公開した。
- 3 さいたま市予算規則第16条（平成13年規則第60号。以下、「予算規則」という。）によれば、手数料による支払い手続きについては、支出負担行為伺書兼支出命令書で処理することができるため、これ以外に個別の起案文書は作成していない。
- 4 工事の早期再開のため、本件調査を早急を実施する必要があったこと、及び当時本件調査を発注できる事業者が市内に1事業者しか存在しなかったことから、契約規則第21条ただし書きにより、見積書を2人以上の者から取得する必要はない。
- 5 以上のことから、申立人が主張する公開漏れの行政情報については、実施機関では取得及び作成していないため、存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件は、「田島大牧線環境測定（アスベスト）に関する資料すべて」という請求内容について、実施機関が本件調査に関する「報告書」のみを本件対象行政情報として特定したところ、異議申立人から行政情報の特定の範囲が請求と違っている旨の指摘をうけ、事後的に本件調査に関する「支出負担行為伺書兼支出命令書」及び「見積書1通」を公開したものの、異議申立人としては、他にも公開されていない行政情報の存在が疑われるため、

本件異議申立てに及んだ事案である。

2 本件調査の実施に係る伺い文書について

本件調査は、中断している工事現場の安全を確保し、工事を早期に再開するため、工事発注課である道路計画課が実施したものである。

予算規則第16条は、「課長等は、歳出予算を執行しようとするときは、別表第1に定める区分に従い、支出負担行為伺書又は支出負担行為伺書兼支出命令書により市長の決裁を受けなければならない。」と定めており、同規則別表第1において手数料として支出するものは支出負担行為伺書兼支出命令書により決裁されるものと規定されている。

したがって、道路計画課で起票した本件調査の実施に関する支出負担行為伺書兼支出命令書が、既に異議申立人に公開されているのであれば、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないといえる。

3 本件調査の実施に係る見積書について

契約規則第21条は、「随意契約により契約を締結するときは、なるべく2人以上の者から見積書その他これに類する書類(以下「見積書」という。)を徴さなければならない。ただし、契約の性質若しくは目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき又は災害の発生等により緊急を要するときは、この限りではない。」と定めている。

実施機関によると、既に施工中の工事現場を長期間放置することは、工事現場の管理上において更なる危険等が生じるおそれがあるため、本件調査を速やかに実施して工事中断期間を最小限にする必要があった。また、当時本件調査を早急に実施できる事業者が市内に1事業者しか存在しなかったことから、契約規則第21条ただし書きの規定により、見積書を2人以上の者から取得する必要はないと説明している。

以上の事情を鑑みると、実施機関が本件調査の実施に係る見積書を2人以上の者から取得しなかったことは、契約規則第21条ただし書きにおける実施機関の裁量の範疇において、一定の合理性が認められるものといえる。

4 したがって、当初、本件請求内容に関する行政情報の特定に行き違いがあったが、事後的な公開まで踏まえて本件異議申立てを捉えた場合、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、結果として本件処分は維持されるべきものといえる。

5 以上のとおりであるので、異議申立人におけるその余の主張については、判断しない。

6 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年 9月24日	諮問の受理
	同 年 10月13日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 10月21日	審議
	同 年 11月 1日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 11月11日	審議
	同 年 12月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	平成23年 1月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 3月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)